

第5回 宇宙法制小委員会 議事録

1. 日 時 平成30年12月20日(木) 16:00~17:00

2. 場 所 内閣府 宇宙開発戦略推進事務局 大会議室

3. 出席者

(1) 委員

青木座長、窪田委員、小塚委員、下村委員、白井委員

(2) 事務局(宇宙開発戦略推進事務局)

高田事務局長、行松審議官、高倉参事官、山口参事官

(3) 関係省庁等

外務省総合外交政策局宇宙室主席事務官

上原 研也

文部科学省研究開発局宇宙開発利用課課長補佐

佐々木 裕未

経済産業省製造産業局宇宙産業室室長補佐

國澤 朋久

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構副理事長

山本 静夫

4. 議事次第(以下、○は意見、質問等、●回答)

(1) 「人工衛星の軌道上での第三者損害に対する政府補償の在り方(中間整理(案))」について、議論を行い、委員からは以下のようなコメントがあった。

○一つは言葉の問題だが、2ページで「現状、優先交通権等のルールが」と書いているが、優先通行権や交通権は車両の場合にはよく使われるが、ここでは「運航に関する優先権」と表現したほうが、言葉として良いのではないか。もう1点は、宇宙損害責任条約に基づいて日本政府が補償した後には求償する場合について、求償の上限に関する定めがフランス法にはあるという話はあるが、そもそも日本で求償できる根拠は何か。条約には規定されていないので、国内一般法によると思うが、これをお聞きしたのは、だからこの整理がだめという趣旨ではなく、求償上限を設ける以外に、そもそも求償できる場合を制限するというやり方もあると思うから。当然に求償できる仕組みをとらずに、よほど重大な過失があった場合などに限って求償するという形で、金額の問題以前のところで切るというのも、産業をサポートするという意味ではあり得ると思ったので、お聞きした。(窪田委員)

●求償できるか否かについては、議論があると認識している。例えば、明らかに日本企業側に過失があるなど、もちろんできる場合はあるだろうとは考え

ている。他方、委員以外の法律の専門家とも議論をしたところ、必ずできるとは限らないというご指摘もあり、求償できる場合には上限を設けるとか、そういう言い方はあるのではないかという議論をしていた。（高倉参事官）

○窪田委員のご指摘の点はどのあたりに入れたらよいか。（青木座長）

●求償制限の話が出てくるのは3ページと5ページだが、3ページのほうは、事実として業者側が、何らかの形で求償上限を要望しているの、直接ルートと外交ルートと両方書いている。他方、フランス法の規定を引用している部分は、我が国の宇宙活動法において外交ルートに係る政府の求償を規定しておらず、ご指摘の点について書きようがない。そういう意味で、英仏と同じような比較は難しかった。（高田事務局長）

●仮に入れるのだとすると、6ページの一番下の③あたりの「政府補償制度に限らない制度設計」の中に入るかと思ったが、今の御説明を聞いていて、それを入れること自体が大変だろうというのがわかったの、特にこだわるものではない。求償制限の話が出てくるので、求償できることは、当然になっているのか、という素朴な疑問だった。もし、注で入れるのだとすると、3ページの上から4行目のところに「日本政府が事業者に対して求償することになったときに備えて」というところで、「求償がどのような場合に認められるかも含めて、求償権の有無それ自体について、現状においては必ずしも明確ではない」という一言を入れていただいたら、それで足りると思う。（窪田委員）

○2つ申し上げたいことがある。一つは、6ページの注7に「（仏国では、TPL保険の保険金額として€60百万を適用する機会が多い模様であり、本金額を試算の基準とした）」と書いて、フランスの制度を参照基準にしなご日本を議論しているが、フランスの€60百万というのは、打上げについて。確かに、打上げのときの地上損害に関するTPL保険金額の義務づけは、€60百万とよく言われている。ただ、人工衛星の運用事業者に保険を強制してかつ政府補償を導入した場合に、保険料についてどのくらいメリットがあるのかという話なので、€60百万になるのかどうかは、私はよく理解していない。私が理解しているのは、静止衛星については、実は保険金額をゼロとすることができるというのがフランスの政令に書いてある。つまり、静止衛星であれば、打上げ事業者が€60百万を付保して、静止衛星の運用事業者はゼロでいいとしている。今回の参照は、低軌道のある程度大きな衛星は、€60百万プラス幾らかという付保額になっていて、それが緩和されるという話なのか、実は€60

百万であるということ事務局でデータをお持ちなのか。もしそうであれば、この記述で間違っていないが、そこを敷衍していただかないと、疑問を持つ人は出る。書くべきでないと言っているわけではないのだが、この数値は御説明を聞けば聞くほど単なる形式的な数値で、実際にこれは今、75億円で計算しているぐらいの話かと思った。最終的な処理は、事務局にお任せしたいと思う。

もう1点は、3ページの下の方で、現在の宇宙活動法と原賠法とを比較し、「人工衛星同士の衝突事故については、落下物が地表等に到達しない限り、一般公衆への直接被害は基本的には考えられない」と書いているが、こう書かれると、落下物が地表等に到達したらどうなるのだと疑問を持つ人が出てくるように思う。2頁の注2に記述されたとおり、検討の対象ではないということでもいいのかもしいのかもしれないが、そうであれば3ページの書き方を少し敷衍して「本小委員会で検討の対象外とした地表等に到達する場合を除けば」と書くと、先ほどの注2の存在がここでクローズアップされる。(小塚委員)

- この中間整理が提言なのであれば、引き続きの検討を要するという提言が1点。もう一つは、7ページに「④ 宇宙空間における法の支配のための国際ルール作りの推進の必要性」と書いてあるが、推進の主体をどう考えるか。例えば、日本政府が国際会議の場で何等か提言をしていくのか等、どう考えたらよいのか。(下村委員)
- この部分の前半のCOPUOSは、政府自身が出席者であり、積極的に参加するのは政府だが、CONFERSといった民間主体のスタンダードづくりなどが先行するのではないかという見方もあり、民での推進も入れておかないと、気がついたらアメリカのスタンダードがデファクトルールになってしまう恐れがある。だから、官が推進するのがふさわしい場もある一方、民は民で何もしなくていいというわけではないと考えている。(高田事務局長)
- この部分の文末の記述について、「重要である」ではなく、必要なので「取り組んでいくべきだ」というところまで言うのはまずいか。「必要だ」だけでは、誰がどうするのかイメージが湧きにくいように思うので、あえて申し上げた。(下村委員)
- 4ページ一番下にある注の6の「逸失利益を計上することは困難であるため」は「間接損害の推計が困難であるため」ぐらいのほうがよいのではないかと思う。間接損害の算出の難しさは、逸失利益だけではない。これだと結

果的に、間接損害のうち逸失利益の算出だけが難しいと言っているようになってしまっているので「間接損害の推計が困難」でいいのではないかと思う。

（白井委員）

○それでは、そろそろ意見も尽きたようなので、この辺で終了したいと思う。

「人工衛星の軌道上での第三者損害に対する政府補償の在り方（中間整理）（案）」について、本日、委員の方々からいただきました修正意見の取り扱い、私に御一任いただき、小委員会として了承したいと思うが如何か。（青木座長）

（首肯する委員あり）

○どうもありがとうございます。本当にお忙しい中、短期間に5回の会合を開催させていただきました。委員の皆様、事務局の方々どうもありがとうございました。（青木座長）

○今回、中間整理という名称で整理させていただいたので、小委員会はこれをもって廃止という形はとらないが、中間整理の中にあるような、いろいろな状況を見ていく中で、また、リスタートということも念頭に置きながら、今回は一旦ここで取りまとめさせていただくということで、整理をさせていただく。（高倉参事官）

以上